



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 恐ろしいマイナンバー制度について

2013年5月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(いわゆるマイナンバー法)が国会で成立し、2016年(平成28年)1月から番号の利用が開始されることが決まりました。

日本中の国民全員に番号を付けて、個人の収入(給与・利子・配当・不動産譲渡・年金等)を国が把握して、個人の資産(預金・株・債権・保険等を含む金融資産や不動産)にも番号がつけられ隠し財産は作らせないぞといった感じです。現物の「金」等以外は...

### 1. 国民のメリットとしては、次のように説明されています。

より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られ真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる

大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる

社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる

ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する

行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

### 2. マイナンバーが必要な理由として

「日本では、現在、基礎年金番号、健康保険被保険者番号、パスポートの番号、納税者番号、運転免許証番号、住民票コード、雇用保険被保険者番号など各行政機関が個別に番号をつけているため、国民の個人情報管理に関して縦割り行政で重複投資になっている。一人一つの共通番号を持ってあらゆる行政サービスを包括するものは現在のところ存在せず、これは先進国としてはかなり珍しい。」ということだそうです。

### 3. 反対者の考え

古い時代、佐藤内閣が1968年に「各省庁統一個人コード連絡研究会議」を設置し、国民総背番号制の導入を目指したが失敗挫折しました。その後も何度も法案が国会を通過しても内閣がつぶれたりしてまだ一度も実現していません。

『文藝春秋』2002年12月号によると、1997年に当時の大蔵省内部で預金封鎖の検討が行われた旨の記事が掲載された。また、政府税制調査会は過去何度も納税者番号制度を提唱してきたが、所得に対してではなく金融資産の把握を目的とした内容になっていた。また自民党の憲法改正草案では日本国憲法第29条(財産権)規定について「侵害してはならない」から「**法律で認められたものを保証する**」と改正する案になっていることなども理由の一つに挙げられています。個人資産である預金にも番号を振るべきだと総理大臣・安倍晋三が国会質疑で答弁した事実もある。

公平の名のもとに国民の資産を把握し膨れ上がった国家の債務の解消のために預金封鎖を行い、**預貯金の数割が強制的にカット**される可能性が高いことを指摘し懸念する意見もあります。福沢さんの絵がついた日本銀行券(1万円札)を明日から(8000円)にしますと言われたら、財布から2000円盗られたようなものですね。

はたして今回は、どこまで実施されるのか? 5年ぐらい前の住基カードのように「あー、そんな制度があったね。」といったことになると私は思います。また70年前のような預金封鎖は起こらず、消費税・相続税・所得税・固定資産税・社会保険料(税)等の大幅増税によって結局お財布からお金が減ることになります。

そう考えるとマイナンバーが公平な制度のようにも思えてきます。